

事業者向け 児童発達支援自己評価表

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	改善目標、工夫している点等
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導室訓練等スペースとの関係で適切であるか	○			利用定員10名に対し活動エリアの工夫、構造化をし安全に過ごしやすいようにしています。
	②	職員の配置数は適切であるか	○			職員の配置は適正にしています。
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設定等はバリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	○			基本的な事業所内のバリアフリーは行っています。
	④	生活空間は、清潔で心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	○			活動後の清掃は、日々必ず行っています。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか	○			支援計画に沿い、ケース会議やミーティングを行い目標を共有しています。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか	○			実施しており課題を共有しています。
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか	○			ホームページに公開しています。
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか	○			保育所等訪問で協力依頼し事業所の改善や児童との関わりについてアドバイスをいただいております。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか	○			外部研修を含め提携事業所と年に数回行っています。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○			定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画を作成しています。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○			全職員共通の書式を使用しアセスメントしています。
	⑫	児童発達支援計画には児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○			ガイドラインに基づく支援を念頭に、適切な支援内容を設定することに努めています。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	○			職員間で利用する児童についての話し合いを行い支援しています。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか	○			意見交換を行い活動内容を決め職員で行っています。
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか	○			イベントは季節ごとの活動を考え企画しています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成しているか	○			個別の課題や、集団活動の両方を組み合わせ計画を作り職員で共有しています。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合わせをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか	○			朝礼等でミーティングをおこない活動内容や支援内容を確認しています。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合わせをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気づいた点等を共有しているか	○			支援経過記録表を記入し、終礼等でミーティングを行い支援方法を職員で確認しあっています。
	⑲	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか	○			日々、ケース記録を記入し、会議における検討を行っています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか	○			計画の見直しを行い変更点があれば職員で話し合い共有しています。

関係機関や保護者との連携	21	障害時相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか	○		管理者・児童発達管理責任者が中心となり参加しております。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか	○		認定こども園や幼稚園とは、見学などを行いお子さまの様子を共有できるようにしています。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか		○	現在医療的ケアが必要なお子様は通所していませんが、今後必要性が見込まれる場合は適宜対応していきます。
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療関係等と連絡体制を整えているか		○	現在医療的ケアが必要なお子様は通所していませんが、今後必要性が見込まれる場合は適宜対応していきます。
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園等)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		電話や直接会い話しをしながら情報共有を行い連携を取り合っています。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか	○		電話や直接会い話しをしながら情報共有を行い連携を取り合っています。
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか	○		専門機関と連携を行い、日々の業務に繋げています。外部研修を含め提携事業所と年に数回行っています。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害の無い子どもと活動する機会があるか	○		在園している行事などには、職員が見学など参加しています。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか	○		研修等、積極的に参加しています。
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか	○		送迎時や連絡ノートなどで日ごろの子供の様子を伝えていきます。
31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っているか	○		個別支援計画の見直し時の面談等で、お子さまの様子を共有する中で必要に応じて相談援助を行なっています。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか	○		主に契約時に説明しています。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか	○		保護者の意見や本人の希望を取り入れ、同意を得た上で署名をお願いしています。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか	○		送迎時に話を聞いたり連絡ノートなどで悩みを聞き助言を行っています。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか	○		年に一度保護者同伴のクリスマス会を行い、その時間を保護者間の交流としております。
	36	子どもや保護者から相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか	○		重要事項説明書に苦情の受付について記載しており、発生した時には迅速に対応しています。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発行しているか	○		毎月通信を発行し、情報を発信しています。又ホームページのブログでの発信も行っています。
	38	個人情報に十分注意しているか	○		雇用契約時に必ず個人情報守秘義務契約を結び注意しています。
	39	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達の為の配慮をしているか	○		子どものそれぞれの特性に合わせて、配慮を行いながら支援をしています。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか		○	地域住民の方と交流できる行事などの検討を行っています。
	非常時の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか	○	
42		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか	○		毎月、避難訓練等を行なっております。
43		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認しているか	○		利用時の聞き取りや調査票の記入をお願いし、職員で共有しています。
44		食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示所に基づく対応がされているか	○		調査票の記入や聞き取りは行っているが、医師の指示所はもっていません。
45		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか	○		ヒヤリハット報告書を作成して全職員で共有していません。
46		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか	○		職員研修や虐待防止資料の閲覧をしています。
47		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか	○		身体拘束については保護者に対し、契約時に重要事項説明書を用いて説明しています。実際に身体拘束を行う事はなく児童発達支援計画に記載する事はありません。